

意見書第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担2分の1復元を図るための 意見書

日本では、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1学級当たりの規模を引き下げる必要がある。

いくつかの自治体では、厳しい財政状況の中においても、独自財源により30人～35人以下学級とされている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障する必要がある。

2019年4月から働き方関連法案が施行されたものの、学校現場においては、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況である。長時間労働是正は必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体間の教育格差が生じることの原因となっている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、学びを保障するための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2020年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的に少人数学級を推進すること。
具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月26日

兵庫県朝来市議会議員 本 稔